

令和 4 年度第 1 9 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 5 年 1 月 6 日

担当部・課：市民生活部地域協働課〔内線 3 3 1 7〕

保健福祉部総合相談センター〔内線 2 5 4 2〕

建設部住宅課〔内線 5 5 5 5〕

① 件 名
犯罪被害者等への支援について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>平成 1 7 年 4 月に、犯罪被害者等の権利利益の保護を目的とした「犯罪被害者等基本法」が施行され、近年の関係法規の整備と併せて、同法第 5 条の地方公共団体の責務に基づき、支援金の支給をはじめとした支援制度の制定が、県内外の自治体レベルで進められている。</p> <p>【目的】</p> <p>本市における犯罪被害者等の支援に関して、基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務を規定するとともに、犯罪被害者等の支援の基本事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減と、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号） 宮城県犯罪被害者支援条例（平成 1 5 年宮城県条例第 7 6 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画・震災復興基本計画との位置付け：有・<input type="checkbox"/>無】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 1 6 年 4 月 宮城県犯罪被害者支援条例 施行</p> <p>平成 1 7 年 4 月 犯罪被害者等基本法 施行</p> <p>令和 4 年 4 月～ 支援事項について庁内関係課及び所轄警察署との協議</p>
⑤ 主な内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務の規定 2 相談・情報提供 相談窓口の設置、犯罪被害者等の相談対応及び外部の相談に対する情報提供 3 支援金の支給 <ol style="list-style-type: none"> (1) 遺族支援金 3 0 0 千円（支給対象：犯罪行為により死亡した者の遺族） (2) 傷害支援金 1 0 0 千円（支給対象：犯罪行為により重傷病を負った者） (3) 死体検案費用支援金 上限 1 0 0 千円（支給対象：(1)と同様） 4 居住の安定 公営住宅への一時入居及び公営住宅入居に係る抽選時の優遇措置 5 広報・啓発

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 条例制定により、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減、市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 500千円 （内訳） 遺族支援金（扶助費） 300千円 傷害支援金（扶助費） 100千円 死体検案費用支援金（扶助費） 100千円 （財源） 一般財源</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>県内他自治体の施行状況（令和4年10月時点） 施行済 17自治体（白石市、東松島市、富谷市 外14自治体） 施行予定 9自治体（塩釜市、角田市、岩沼市 外6自治体） 検討中 8自治体（仙台市、大崎市、女川町 外5自治体） ※未検討自治体はなし</p> <p>石巻圏域における状況は下記のとおり。 東松島市 令和4年7月1日 施行済 東松島市犯罪被害者等支援条例（令和4年7月1日東松島市条例第16号） 女川町 令和5年4月施行に向けて検討中</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和5年2月 令和5年第1回定例会へ条例案及び関係予算案について提案 （施行予定年月日：令和5年4月1日） 3月 石巻市犯罪被害者等支援条例施行規則の制定 （施行予定年月日：令和5年4月1日）</p>
<p>⑨ その他</p>